

第7回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 3月 27日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時12分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	生涯学習課長	太 田 弘 晃
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	松 崎 英 司		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第7回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。報告1「令和6年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」は、人事情報のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、報告1は非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第16号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第16号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしく願いいたします。

議案第16号になります。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 よろしく願いいたします。

資料の「総-1」をご覧ください。

教育委員会事務局組織規則の一部改正でございます。

中身についてですが、先日の本会議で、東京都板橋区立シニア学習プラザ条例改正が可決、成立いたしました。こちらの中で、「シニア学習プラザ」が「グリーンカレッジホール」に名称が変更になっております。それを受けましての規則改正になります。

2 / 2 ページ目に新旧がございます。

第8条のところ、生涯学習課各係の分掌事務の記載がありますが、この中で、「シニア学習プラザに関すること」という記述がございましたので、こちらが条例改正を受けまして、「グリーンカレッジホールに関すること」というふうに、記述を変更する文言整理ということになります。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第16号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第17号 東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

日程第三 議案第18号 東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

日程第四 議案第19号 東京都板橋区公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第二 議案第17号「東京都板橋区シニア学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則について」と、日程第三 議案第18号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則について」、日程第四 議案第19号「東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則について」、一括して地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 よろしく願いいたします。

それでは、まず議案第17号「東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

改正内容ですけれども、「シニア学習プラザ」の名称が、4月から「グリーンカレッジホール」に変更するところでの条例施行規則を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則」でございます。

こちら、提出者は、教育長、中川修一でございます。

改正内容でございます。先ほどと同じになりますけれども、「シニア学習プラザ条例」から「グリーンカレッジホール条例」と条例の題名が変更しましたので、教育施設の使用料減免規則、こちらを改正するものでございます。

続きまして、議案第19号「東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

こちら、提出者は、教育長、中川修一でございます。

改正内容でございます。こちら、通常の公共施設の予約システム、これの利用者登録に関する板橋区の規則の別表にこのシニア学習プラザ条例の情報がございました。これを新たに、グリーンカレッジホール条例という題名を変更したものを教育委員会の規則、こちらの方に編入するというものになってございます。

いずれも、詳細につきましては生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長

よろしくお願いたします。それでは資料「生-1」をご覧くださいと思います。

議案第17号「東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明の方をさせていただきます。

条例改正に伴いまして、令和6年4月1日に「シニア学習プラザ」が「グリーンカレッジホール」に名称変更をいたします。今回は、それに伴う規則改正となります。

変更点は2点でございます。

1点目でございます。規則中の名称「シニア学習プラザ条例」を「グリーンカレッジホール条例」へ、また、施設名称を「プラザ」から「ホール」へ変更するものでございます。これに伴いまして、様式の改正を行ってございます。

2点目でございます。付帯設備の追加でございます。

これは、別表第4条関係の中の移動姿見鏡の種類追加でございます。

新たに施設に中型の移動姿見鏡を導入いたしまして、使用料を150円といたします。現行の鏡と区別できるよう、大きい方(A)の使用料は200円、中型のもの(B)の使用料を150円とするものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、「生-2」をご覧くださいければと存じます。

議案第18号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規

則に」ついてでございます。

議案第17号同様に、別表第1におけます施設名称の変更をしてございます。

また、東京都板橋区立グリーンカレッジホールの表上7に該当する部分といたしまして、規則第3条第7号の場合、区が育成し、またはその活動を助成している心身障がい者団体が公共の利益を図るために利用する場合というところで、3割相当額という、こちらの方を追加しているところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、「生-3」をご覧いただきたいと存じます。

議案第19号「東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部改正」について、ご説明の方をさせていただきます。

この規則につきましては、板橋区公共施設予約システム、ITAリザーブに関する利用者登録につきまして定めているものでございます。

現行規則では、板橋区規則と教育委員会規則が同内容で併存している形になっております。

板橋区規則におきましては、別表に、地域センターや体育施設、グリーンホールや文化会館などとともに、シニア学習プラザが、現状、含まれてございます。

一方、教育委員会規則につきましては、生涯学習センターに関する事項を定めているところでございます。

社会教育施設でありますシニア学習プラザは、条例改正によりまして「グリーンカレッジホール」と名称変更することに合わせまして、板橋区規則の別表から削除いたしまして、教育委員会規則にグリーンカレッジホールに関する事項を掲載し直すものでございます。

続きまして、改正する条文について、ご説明の方をさせていただきます。

新旧の方をご覧いただければと存じます。

第4条でございます。利用者登録を受けられるものについての内容でございます。

右側の改正前の第4条につきましては、「利用者登録を受けることができるものは当該利用者登録を受けようとする施設を利用できるものとする」としてございます。

左側の改正後の第4条につきましては、第1項におきまして、「団体であり、かつ代表者及びその団体の構成員1名以上が区内に在住し、在勤し、または在学するものとする」という文言を追加いたしまして、利用者登録ができるものについての要件をさらに詳しく記述したものでございます。

さらに第2項でございます。「前項の規定にかかわらず、別表の2の項に掲げる施設にあっては、16歳未満の者であって義務教育を修了していないものの所属する団体は利用者登録を受けることができない」という文言を追加しているところでございます。これにつきましては、グリーンカレッジホールに関する利用者登録に関する要件の方を追加しているといったものでございます。

第5条でございます。利用者登録の申請等についての内容です。

右側の改正前の第5条におきましては、「利用者登録を受けようとする者は、

板橋区公共施設予約システム利用者登録申請書（別記第1号様式）及び利用者団体名簿（別記第2号様式）を委員会に提出しなければならない」としてございまして、ここでは生涯学習センターでの利用者登録につきまして、申請書及び利用者登録団体名簿の2種の提出が必要な旨を示してございます。

一方、グリーンカレッジホールにつきましては、利用者登録について、申請書のみの提出とし、利用者登録団体名簿の提出は不要となります。これにつきまして、左側、改正後の第5条の段におきまして、「ただし委員会が申請書等の提出が必要ないと認めるときは、申請書等の提出を省略できる」と表記したところでございます。

続きまして、第7条関係でございます。申請システムの利用についての内容でございます。

右側の改正前の（1）から（4）をご覧くださいと思います。

（1）につきましては、別表1の方に掲げる施設として、東京都板橋区立生涯学習センター条例第2条に規定する施設を示しまして、（2）（3）は削除、（4）は別表3の項に掲げる施設といたしまして、その他教育委員会が指定する施設を示してございます。

これに対応したものが、裏面の右側、改正前の下側の別表となります。

表面に戻っていただきまして、左下、改正後の第7条をご覧くださいと存じます。

（2）に、新たに別表2の方に掲げる施設といたしまして、東京都板橋区立グリーンカレッジホール条例第1条に規定する施設を掲載したところでございます。

（3）に別表3の項に掲げます施設といたしまして、その他教育委員会が指定する施設を掲載したところでございます。

これに対応したものが、裏面の左側、改正後の下側の別表となるものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 すみません第4条の2で16歳未満というところが入っているのですが、16歳未満の者で義務教育を修了していない者が所属する団体は用登録を受けることができないというような記述があるのですが、実際にこれは団体の中に中学生以下の子どもが入っていると登録できないということですか。

生涯学習課長 もともとの作りが生涯学習センターの作りになっておりまして、グリーンカレッジホールの作りを足しているというような形になりますので、今現在使っている団体があるかという、基本的には団体としてはないというふうに認識しているところでございます。

高 野 委 員 分かりました。ことにこのような年齢の制限をかけたというのが、どういうこ

となのかなと思ひまして、質問しました。

教 育 長 同様に、どうしてそういう規定を作ったのですか。

生涯学習課長 もともとがグリーンカレッジホールがシニア学習プラザという形になってございまして、区長部局にありましたので、今までは区長部局の中に入っていたのですが、それを今度は教育委員会の中に移す、グリーンカレッジを生かして、本来であれば令和4年度に移していたところなのですが、少しこちらの方の事務の方が漏れていたといったところで、今回、条例改正と併せて入れさせていただいたというような形になってございます。

教 育 長 でも、これ、組織の中に中学生や小学生が入っている団体は認めないというのはどうしてなのですか。

生涯学習課長 至急、確認の方をさせていただきたいと思ひます、申し訳ございません。

教 育 長 では、これは留め置きをさせていただきたいというふうに思ひます。お願いいたします。

○報告事項

2. 志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第18回検討会の開催状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第18回検討会の開催状況について」、学校配置調整担当課長から報告願ひます。

学校配置調整担当課長 それでは、「配-1」の資料をご覧ください。

第18回の志村小・志村四中小中一貫型校設置検討会の開催状況についてとなります。

検討会での検討結果、方向性、建築計画につきまして、前回からの修正点を確認し、まとめとして作成し、決定してございます。

4/34ページから、まとめという形、こちら第4回の教育委員会でも、一度、案として報告させていただいておりますが、今回、まとめとして確定したものとなります。

中身については、一度、ご説明させていただいてございまして、変更点を中心にご説明させていただきます。

13/34ページが最新の平面図となっております。

こちら、1階の平面図から5階までの平面図を記してございます。

こちら建物の南側の小学校部分は、児童ラウンジとしてオープンスペースも備

わってございます。また、建物の北側の中学校部分は教科センター方式となっております。

また、2階の平面図、南側の右下の部分、少し文字が小さくなってございますが、「居場所の部屋」という形で設置してございまして、不登校児童・生徒の居場所の部屋として設けてございます。

また、ページ左側の1階の平面図の北東の部分に区営の駐輪場がございまして、こちら検討会より一定の提案が出されてございます。この後の項目で詳細をお伝えさせていただきます。

この他、まとめでは、第17回の検討会で委員からいただいた意見を反映させてございます。

20/34ページまでお進みください。

20ページの3、(1)学校行事、学校運営に関する事項の部分でございまして。

こちら、小中一貫教育に向けて、授業内容の検討や生活指導についても、小中の教員が密に連携を取ること、そのような旨を追加してございます。

また、次のページの(3)建設に関する事項では、基本構想、基本計画策定に当たりまして、校舎配置に関する意見などを地域提言書としてまとめたこと、また、先ほど確認いただきました志村四中の敷地に隣接しています、いわゆる駐輪場移転の提案について追記をしております。

なお、こちらの駐輪場の移転につきましては、教育委員会事務局及び所管部署で調整を進めているところとなります。

26/34ページ以降が、小中一貫型学校の設計図面や特徴の説明となっております。

27/34ページの上のページに1階の平面図がございまして、こちらでは検討会で扱いを決めました志村小のタイサンボクや志村四中のシダレザクラといった記念樹の移設場所を示してございます。

28/34ページからは、オープン型の図書館について、先行した上二中のオープン図書館や、次の29ページでは、ちょうど来月4月から開校になりますが、北区の都の北学園、義務教育学校になりますが、こちらのオープンの図書室についても写真で紹介してございます。

また、現在計画中の図書館の配置、レイアウト等についても図で載せてございます。

30/34ページからは、トイレについてご説明させていただいております。

こちらは、区内の他の学校と同じように、出入り口や部屋が完全に男女別になっておりますトイレを設けまして、さらにオールジェンダーに配慮したトイレも追加の設置予定となっております。

また、31/34ページに生徒数に対する器具数と、待ち時間の基準、階段状になってございますグラフがございまして、こちらが基準がございまして、最も待ち時間が短くなる、つまり最も器具数が多いトイレの器具数の基準を採用しましてトイレ器具を設置してまいります。

この他、これまで本計画に寄せられました質問につきまして、Q&Aを作成し

てございます。

32/34ページ以降、一問一答形式になってございます。運動スペースであったり、体育館の広さ、また、オープンスペース、フリーアドレスに対応した職員室や、他の避難所の利用については一問一答形式で分かりやすくお示ししてございます。

さらに、本日、追加でお配りさせていただいた、こちらのチラシでございますが、今月の中旬頃から本計画の魅力を分かりやすく伝えるために、PRチラシや、これは少し分かりやすく抜粋しましたポスターなどを作成して、関係する学校・園などに配布してございます。

また、区のホームページも、特集ページという形で解説してございます。オープンスペースや教科センターの他、分かりやすくお示ししているところでございます。

冒頭の1/34ページにお戻りいただければと思います。

ここまで説明させていただきまして、18回にわたった検討会、今回で最終回、閉会という形になったものでございます。

「配-1」につきまして、報告は以上となります。よろしく申し上げます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 後ろの方のQ&Aで、色々な新しくなる施設を詳しく写真入りで紹介していただいて、大変魅力を伝えることができたのではないかなと思っています。

先日、卒業式で志村四中に行って、図書室が控え室だったのですが、あまりの狭さにびっくりして、この写真を見て、志村四中にとって、この改築が皆さんに喜んでいただけるというのを実感しました。

それと、今回でこの検討会が終了ということなのですが、この検討会というのは意見書が出てから後のことなのですが、その前の魅力ある学校づくり協議会の8回の議事録と、ニュースを読み直してみました。

意見書までの経緯ということが本当に短い文章でまとめられているので、色々なご意見がそこに出てきてはいると思うのです。でも、その8回をずっと読んでみますと、いろいろなご意見もありましたし、広くアンケートを取って皆さんの意見を聞いていこうとか、先行している施設を見学したりとか、本当に丁寧に話し合いを重ねてこの結論に、意見書まで持っていったんだなということを改めて確認しました。

色々なご意見もあると思うのですが、魅力ある学校づくり協議会の資料も、皆さんにもう一度見てもらえるような機会もあるといいのかなと思いました。

色々なご意見があるとは思いますが、魅力ある学校づくり協議会8回、すごく皆さん、熱心に関わっていただいて、そして、小中一貫型学校設置検討会に長い年月をかけて積極的に関わっていただいたことに本当に感謝しています。

それと、あともう1つは、小中一貫についてということで、志村小・志村四中だけじゃなくて、板橋区として小中一貫について取り組んでいるんだというこ

ろが、もっともっと発信されないといけないなと感じました。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。今いただいた第8回の協議会、非常にやはり様々な皆さんの思いの中でご議論いただきました。そのようなお声も、様々、この説明会の場等々でも披露させていただきましたが、また、今後も工事の説明会等がございますので、そのような機会でも、改めてそのようなことをご案内する機会もあろうかと思えます。

また、小中一貫の取組、一貫型学校に限らず、小中一貫の取組等々について、また広報という意味合いでは、議会の方からもご意見をいただいたところでございます。

次年度、こちらの小中一貫型学校、また、上板橋第一中学校も工事に入るところで、区が取り組んでいる様々な先進的な取組、そのようなものを戦略的に広報していこうという、そのような考えもございますので、また、機会を捉えて、しっかりご報告させていただければと思っております。

ありがとうございます。

教 育 長 その他いかがでしょうか。

野 田 委 員 詳細な説明、ありがとうございました。高野委員のご発言に加えて、実際にこちらの学校に通われようとする子どもたちなども対象に、これまで土曜授業プランなどで行っていただいたように、これまでの取り組みなどを踏まえてお伝えできることが望ましいと思えます。これまでに作成いただいているパンフレットなども行き渡るようにご検討いただければと思えます。よろしく願いいたします。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。このチラシ、もちろん在校生もですが、これからやはり入ってくる、いわゆる、今、幼児さんたちの保護者の方に行き渡るように、今回、また、通常、15保育園・幼稚園に配布していますが、小規模保育園を追加しまして、18園にチラシ、ポスターという形でお知らせをさせていただいております。

また、引き続き、これからこの学校に入る方にしっかり情報が届くように周知徹底を図ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。

そしてまた、今回、18回の検討会が最終回ということで、委員の皆様から一言ずついただいたあとに、教育長にご出席いただきまして、直接お言葉をいただいたところでございますので、追加して報告させていただきます。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

4. 板橋区子ども読書活動推進計画2025進捗状況報告（中間報告）

（図－1・中央図書館）

教 育 長 それでは、少し報告3を飛ばしまして、報告4に移らせていただきます。
 「板橋区子ども読書活動推進計画2025の進捗状況報告（中間報告）」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長でございます。
 「図－1」の資料に基づいてご説明させていただければと思います。
 板橋区子ども読書活動推進計画2025の進捗状況報告（中間報告）でございます。

 こちらの計画、今年度、令和5年度がその中間年度に当たるため、進捗状況を取りまとめ、報告するものでございます。

 1 ページ目。

 1 でございます。計画の目標と基本方針の概要でございます。

 計画の目標です。要約すると、読書活動を通じて、読み解く力、他者への思いやり、人間関係を築く力を育てるというものでございます。

 これに対して、（2）基本方針として、3つ掲げております。

 ①子どもの読書のための環境の整備・充実。

 ②子どもの年齢・発達の段階に応じた取組。

 ③家庭・地域・学校との協力、連携による取組。

 これらの基本方針を基に、各事業を推進しているところでございます。

 次のページに移ります。

 2、アンケート調査結果でございます。

 こちらの目標を達成するに当たって、子どもの読書活動の数値が顕著に表れるものとして、不読率を指標として掲げております。

 不読率について、アンケートを小学校、中学校、ともに取っているものでございます。計画年度、前期と今期と、グラフの方で示させていただいているのですが、増減がなかなかあるものではあるのですが、不読率については増加傾向にあるということが言えるかと思っております。

 （2）の朝読書についてというところで、この不読率の減少の具体的な取組の1つとして、各学校で朝読書というものを実施することとしているものでございます。その実施状況についてもアンケートで回答を募ったのですが、少し回答率が低く、なかなか実態について把握ができないところではございます。

 ただ、無回答のところであったり、実施していないといったクラス、このような実態が見えたところではございますので、その理由などを確認し、学校の意見も取り入れた上で、今後の計画事業の位置づけを検討していきたいと思っております。

 中には、やはり朝は時間がなくてというようなお答えがあったりもしましたので、時間に限らずといったところ、学活の時間であったりとか、そのようなもの

を活用していただくようなことを検討しております。

次のページに移ります。

ここからは、3、主な取組の状況と課題等といったところで記載をさせていただきます。

この中で、真ん中、2段ですね。図書館を使った調べる学習コンクールと読書感想文コンクールでございます。

こちらはどちらも増減があるのですが、ほぼ横ばいで活動していただいているところがございます。特に調べる学習コンクールにつきましては、今年度、説明会を行っていたところですが、動画なども作成をすることとしております。なので、これから参加者を募るために、新しい取組で応募していければなというところがございます。

朝読書の充実は、先ほど申し上げたような結果がございます。

次のページに移ります。

こちらの中で言うと、表でいうと真ん中から下の辺り、図書館見学の実施であったり、職場体験の実施というところがございます。

こちらも、令和2年度、3年度はコロナの影響があったということで、人数が少なかったものなのですが、やはり4年度になってからかなり数が伸びているなと思っております。図書館の魅力を伝えるというところでは重要な事業かなと考えております。

他にも、商店街とのコラボレーションによるイベントですね。特に新しい中央図書館は、移転後、上板橋の平和公園に設置されております。上板橋北口商店街様が、よく平和公園であったり、その周辺の駐車場などで、夏まつり、よさこいまつりなどを実施しております。

こちらに我々もテント、ブースをお出しさせていただいて、図書資料の二次利用などのイベントに協力させていただいているところがございます。

次のページに移ります。

中でも、この計画の中で重点施策として位置づけているものがございます。

- ①乳幼児期のできるだけ早い段階から読書に親しむ環境をつくること。
- ②本を読むことを楽しみながら読書を習慣化させること。
- ③教育委員会をはじめとする行政機関が家庭、地域、学校と連携して取り組むこと。

この3つを掲げております。

(1)でございます。乳幼児を対象とした取組。

大きなものとして、ブックスタートとして、妊娠をされた方、生まれた方、そのような親子の方にブックスタートを配布しているものでございます。

ただ、こちらは少し課題があるなと考えておまして、下の方にグラフで示させていただいているとおり、配布割合がおよそ6割から5割といったところになっています。こちらについては、少し配布方法を、今後、検討していかなくてはいけないなと考えております。

次のページに移ります。

(2) 小学生を対象とした取組でございます。こちらは、計画の中で新規事業に位置づけている子ども司書制度というものを令和5年度から実施しました。

単なる職場体験ではなく、子ども司書として、司書の座学の講座を受ける、また、学校図書館などでも図書の紹介であったりとか、読書推進に関わる活動をしていただくことで、学校でも、地域でも、子ども司書として、読書活動のリーダーとして活動していただくといったことを目的とした取組を実施しているところでございます。

この中で、小学生に対して、「本を読むことが好きか」というようなアンケートを取っているところでございます。「好き」「どちらかといえば好き」というものを足し上げると85%になるのですが、なかなかこの不読率というのが一致してこないなというところは課題かと思っております。

次のページに移ります。

(3) 中学生を対象とした取組でございます。こちらにつきましては、少し事業としての難易度が上がるようなものではあるのですが、中学生向けの絵本作りワークショップを実施しております。

お話を考える、絵を描くだけでなく、印刷製本の現場に直接出向いて、実際の印刷製本作業に関わってもらおうといった取組でございます。

他にも、板橋国際翻訳大賞、こちらも英語の本になるのですが、中学生部門を実施しているところでございます。

こちらの真ん中辺にグラフを出させていただいているのですが、国際絵本翻訳大賞の中学生部門につきましては、年々、参加者が伸びているといったところでございます。かなり審査をする審査員の方も数が増えてきて大変なところではあるのですが、喜ばしい結果かなと思っております。

一方で、絵本づくりワークショップにつきましては、年間で4回ほどワークショップを実施しております。これがなかなか難易度が高くて、参加者が少し伸びないなというところが課題かなと思っております。

次のページに移ります。

(4) 家庭・地域・学校との協力、連携による取組でございます。

こちらはボローニャ・ブックフェア in いたばしでございます。

中央図書館のホールを使ったイベントとなっております。本場のボローニャブックフェア事務局から寄贈いただいた世界の絵本を展示するものとなっております。

こちらにつきましては、今年度、ボローニャブックフェア事務局からいただいた本の他に、原画展で入賞した作家の方から、バックパネルという、大きな記者会見などでよく使うようなもののデザインであったりとか、ポスターのデザイン、こちらはその入賞者の方に依頼しまして、統一したデザインで実施をしたところでございます。

結果として、今年度はブックフェアの入場者数が前年の2倍以上というふうなようなところになっておりました。そのような見た目の部分も統一されたデザインで実施することで、区民の皆様楽しんでいただけるイベントをしていきたい

など思っております。

次のページに移ります。

他にも、特別な支援を必要とする子どもたちの取組でございます。

読書バリアフリー法というものがございます。どのような方でも読書を楽しめるようにというような取組を記載したものでございます。

大活字本といった大きな字を表示している本であったり、もちろん点字の図書、DAISY、音声図書、そのようなものなども各館に配置しております。

誰一人取り残されることのない、尊重される社会の実現に向けて、読書環境を整備しているところでございます。

併せて、絵本のまち板橋につきましても、こちらは区の重点戦略の1つとなっております。

各種事業がございます。こちらは、最後のページの別紙というところで事業の一覧を掲載させていただいております。

最後、7、今後の予定でございます。

今回、第3期計画が実施されているところでございます。令和7年3月31日が今回の計画の終わりの日となっております。

それまでの間に、課題を精査し、計画に沿って事業を展開していきます。

併せて、第4期計画2030になるのですが、こちらを次の予定で策定の作業を進めていきたいと考えております。

長くなりましたが、板橋区子ども読書活動推進計画2025の進捗状況報告でございます。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ご説明ありがとうございます。様々な事業が相乗効果を上げて、子どもたちの読書活動の推進にいい影響が出てきているという印象を持ちました。ありがとうございます。

絵本のまち板橋については、区としても、全体としてブランディング事業として位置づけて力を入れて取り組んでいることですし、区民の皆さんにとっても絵本のまちなんだということの実感が湧いていただく。その中で、子どもたちもさらに本を読もうとか、絵本を見ようという素地が生まれていくと考えますと、とてもいい取組が着々と進んでいるなど思いました。

そうなりますと、やはり区長部局との連携と申しますか、とりわけ小さい子どもたちは保育園に通う子どもたちもいますので、教育委員会だけじゃなくて、保育所の関係の皆さんとも連携をする必要があります。この辺りの連携と協働、教育委員会と区長部局とか、あるいはご家庭、学校、保育所などの連携、この辺りをどのようにご努力をされてきたのか、あるいは、これからされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

中央図書館長　　まず、絵本のまちの推進というところでございます。区長部局との連携というところでございます。

区長部局にブランド戦略担当課というところがございます。そちらで、例えばロゴを使った展開といったものがございます。人々の目に触れる、耳に触れるという機会を増やしていこうというところで、今ですと、上板橋駅の実は駅の改札口の上のところに案内表示がございまして、こちらに「絵本のまち板橋」といった単語を載せていただいたりとか、ポスターなり、展示なりをしていただいたりといった、地域との連携、ご協力というところを、部署をまたぎながら調整をさせていただいているところがございます。

他にも、学校・地域というところと言うと、絵本のまちの事業と少し離れて、読書活動につながってくるのですが、図書館サポーターさん、いわゆるボランティア、そのような方の育成講座を、毎年毎年、実施しているところがございます。こちらの方々の育成を続けることで、例えば児童館であったりとか、保育園ももちろんですが、様々な施設で読み聞かせというところができるかなと考えております。

今年度はシニアクラブさんからも絵本の読み聞かせの仕方を教えてほしいといったご依頼があったりもしました。なので、そのようなところで、いろいろな方々、いろいろな世代の方、幅広い方々に図書館の事業という政策というところに触れていただくという機会を設けていこうかなと思っております。

以上でございます。

長 沼 委 員　　ありがとうございます。

教 育 長　　その他、いかがでしょうか。

高 野 委 員　　不読率の改善のところの中で、朝読書のアンケートの回答率が低かったという点で、やはり学校の方に、朝読書の意義とか、効果が伝わり切れていないのかなというふうに思います。ぜひ、その辺を周知させて、子どもが1日のうちに1回本を開く機会をつくってあげてほしいなと思いました。

それと、あと、読書通帳なのですが、地域図書館では表彰制度みたいなものがありますが、各学校でも読書通帳を子どもたちがつけているのをよく見るのですが、それが通帳をつけたというところで終わってしまっている場面をよく見かけます。

ですから、例えば地域図書館で表彰を受けた子たちを、今度、学校の方でみんなに報告するとか、あとは各学校での読書通帳を色々どこかで集約して、取りまとめみたいな形で、読書通帳をつけるだけじゃなくて、それをより効果的に使っていけるような取組をぜひお願いできたらいいなと思いました。

それと、あと絵本づくりのワークショップについて、中学生の参加が少し頭打ちになっているということでしたが、先日、子ども絵本展で中学生の作品を拝見して、本当にすばらしい作品ができて、参加人数についてはそういう問題がある

かもしれないが、確実にスキルが積み上がってすばらしい作品ができているなど感心して拝見したので、これからも続けていただきたいなと思いました。

中央図書館長 ありがとうございます、3点、ご意見いただきました。ありがとうございます。

朝読書につきまして、不読率のアンケートとともに、今後もアンケート調査を続けていきたいと思っておりますし、次の計画策定の際のアンケートもございます。そのような折を見て、各学校には依頼をしながら、このような取組をするということをお知らせさせていただければと考えております。

次に、読書通帳の活用についてというところでございます。

こちらに記載をさせていただいたところで、今年度から始めた取組ではあるのですが、読書通帳、基本的には1冊、1つの通帳で20冊、記録ができるものでございます。

こちらを5冊達成していただいた方につきましては、もちろん地域館での文房具であったりとか、ブックカバーとかいった景品がもらえるという取組はあるのですが、併せて、中央図書館から表彰する、賞状をお渡しし、その子がお薦めの1冊を紹介するといった取組を進めております。

まだ、やはり100冊の本を読むといったところなので、数は多くはないのですが、そのようなところで、子どもたちが自ら宣伝をするところ、それを各学校にも周知ができればというところで、このような取組を進めているところでございます。

絵本づくりワークショップ、なかなか周知が難しいなとは思っているのですが、こちら子どもたちの創作活動と板橋の地場産業といったところをつなげるというのは、絵本のまち板橋の最たる形のものかなと考えておりますので、引き続き、募集を続けていけるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 少し1つ質問なのですが、朝読書というものについては、学校サイドはどの程度、実施ということに関して必然性を感じているのでしょうか。

中央図書館長 先日、中央図書館で利用者懇談会というのを行いました。中には図書館サポーターの方もいらっしゃるのですが、やはりこれは各校によってまちまちで、まず、手が足りないからやめてしまうといった、そのような意識を持っている学校の方もいらっしゃるようでございます。

これまでサポーターの方が行って、読み聞かせ5分、10分とかという時間をもらって行っていたところもあったのですが、依頼がなくなってしまうといったサポーターの方もいらっしゃいました。逆に、ぜひ来てほしいといったお声がかかることもあるので、これに関しては少し学校の中での取組の濃淡があるのかなというのは正直な感想でございます。

それも含めて、計画に記載している事業ですので、基本的には実施をしてほし

いというところは周知依頼をかけていきたいかなと思っております。

教 育 長　これは指導室としてはどうなのですか。教育課程の中の位置づけみたいなものというのは、特に各学校で行うということは進めているのですか。それとも、学校に任せているという形なのでしょうか。

指 導 室 長　必ず朝読書をというような形では、強制というような形ではしていませんが、当然、やっぱり読み解く力にも関わること、全国学力調査の結果からもやはりこのような本区の課題が出ているところがございますので、各学校、そこは意識はもちろんしていますし、教育課程のときに、朝じゃなくても、では、どういうところでというところは問うていますので、そういうところで、でも、今、色々お聞きしていて、まだまだその部分の徹底というところを、学校図書館とも連携しながら、各校もやっていく必要があるかなというのは感じております。

中央図書館長　教育課程の中に位置づけるという自治体中にはあるのですが、板橋区ではそこまではしていないというところですので、あくまで任意の取組という考えでございます。

教 育 長　ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

青 木 委 員　今、中川教育長のお話も含めてなのですが、4月から着任する中高一貫校が朝読書をやっておりまして、どういう考え方でやっているのかと聞くと、やっぱり切り替えのための朝読書という考え方を置いている。

学校に来るまで、特に近くじゃなくて遠方から通っている子もいるので、クールダウンさせるという意味で朝読書が非常に効果的だというようなことがあったのと、それから、そこで、それだけではなくて、ちゃんと後に読書活動を広めるために、板橋区もやっておられると思うのですが、ビブリオバトルみたいなものを学校の中で積極的にやっていたりしますので、その辺とうまく絡めて、学校の中で活性化させるということをやっているようですので、少しその辺の取組も各校で少し進めていただけるといいのかなと少し思ったので、一言、言いました。どうもありがとうございます。

中央図書館長　来年度以降、電子図書のIDを全学校、全生徒に配布するといったところがあるので、そのようなところも活用していただきながら、朝読書を進めていただければと思っております。

ビブリオバトルなどについても、地域館から学校連携の事業でよくやり方を教えに行くといったのもあったりしています。そのような事業を実施している館もございますので、そのような取組を引き続き続き、続けていければと思っております。

青木委員 図書館でやられているというのはよく聞くのですが、あまり学校でやられているという話は聞かないので、割とやられると効果はあるそうですので、少しその辺も検討していただけるといいのかなと、よろしくをお願いします。

中央図書館長 かしこまりました。

教育長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

○報告事項

5. 図書館サービスの機能向上について

(図-2・中央図書館)

教育長 では、続いて、報告5「図書館サービスの機能向上について」、中央図書館長から報告願ひます。

中央図書館長 続きまして、中央図書館長でございます。

「図-2」の資料でご説明させていただければと思っております。

図書館サービスの機能向上についてでございます。

こちら、いたばしNo. 1実現プラン2025において、氷川図書館、高島平図書館の施設整備について検討するとされているものでございます。

これと併せて、図書館の圏域について、ハード面、ソフト面のサービスなど、図書館運営の在り方について、令和3年から5年の間、3年間で検討してきたものを報告させていただきたいと思っております。

報告については、「図-2」も参考となっている資料で要点をまとめております。こちらを基に、報告書本体に記載しているものを補足しながら説明させていただきます。

まず初めに、図書館政策における課題4点を示しております。

1つ目、図書館の圏域、2つ目、氷川図書館、高島平図書館の施設整備、3番目、図書館運営の在り方、4、図書館の圏域から離れた地域へのサービス拡充、こちらの4点について検討してまいりました。

1点目の図書館の圏域でございます。

現状、図書館は半径1kmを圏域として設定しているものでございますが、圏域から離れた地域、いわゆる空白地域と言えるようなところ、そのようなものがございまして、図書館の新設などについて検討したのになっております。

これにおいては、図書館の設置基準、人口5万人に対して1館というところが基準になっております。区の人口は、現在、およそ57万人でございます。こちらに関しては11か所12館で、1か月当たり5万1,825人の利用がされて

いる状況という形になります。なので、現状の11か所12館の図書館の配置及び設置数は適正な数値であると言えるため、新規設置などは行わないといった形になっております。

一方で、図書館の圏域から離れた地域へのサービスについては、新たな取組などの検討を実施していくものとしております。

課題2となっているところでございます。

2点目、氷川図書館と高島平図書館の施設整備についてでございます。

まず、氷川図書館でございます。昭和57年の竣工の建物でございます。併せて新耐震基準を満たす鉄筋コンクリート造の建物でございます。なので、耐用年数は80年程度を目標としているところでございます。

また、随時、外壁の改修であったり、空調設備、受変電設備の更新などで維持改修工事を行ってきております。そのようなことを含めると、長寿命化改修までは不要であると考えておまして、新耐震基準を満たしているところから、耐震補強工事も現状は必要ないというところでございます。

以上から、氷川図書館につきまして、現時点で築41年といったところではございますが、維持改修、少しきれいにするような作業であったりとか、そのようなものを入れることで、この後、約40年程度は使用が可能という計算になっておりますので、老朽化に対応しながら、引き続き、現在の図書館を使っていくといったものでございます。

もう1点、高島平図書館でございます。こちらは昭和59年の竣工となっております。ただ、老朽化などによって使い勝手が悪いといったご意見も出ております。現在、トイレの改修であったりとか、図書館前の広場のタイル、そのようなところの改修など、対応しているところでございます。

一方で、高島平のまちづくりといったものが大きな動きの中で出てきているところでございます。こちらの再整備の地区に位置づけられているものでございますので、移転改築といったところはそのまちづくりのプランによってくるのかなというところでございます。

今後は、高島平地域のまちづくりにおける交流核形成まちづくりプラン、これに基づいて施設の再編整備を検討していくとなっておりますので、そちらの方で引き続き検討を続けていくこととしております。なので、すぐに移転する、改築するといったところではございません。

ただ、一方で、10年も20年も使うのかといったところは、このようなまちづくりの中で検討するといった方針になっております。

3点目の課題でございます。図書館運営の在り方についてでございます。

現状、中央図書館、ボローニャ絵本館、こちらは区の職員が常駐、運営する直営形態となっております。そのサービスの一部を民間事業者へ委託という、そういう形態を取っております。

一方で、地域館10館でございます。こちらは3つのグループに分けて、指定管理者によって運営を行っている状況でございます。直営、委託、指定管理の3つの状態が混在しているといったところが課題となっております、検討したものでござ

ざいます。

結論としては、まず中央図書館でございしますが、こちらは図書館制作の中核として企画立案機能を担う指定管理者の統括機能、図書館全体の施設の管理であったり、資料選定、イベントの実施、このようなものがありますので、直営による機動的な運営が適していると考えております。

その一方で、コストメリットとして、司書の有資格者の従事、民間の知見の活用といったメリットもございしますので、直営及び委託という形態が、現状、適しているかなと考えております。

一方で、地域館における指定管理者制度でございします。こちらは区が平成20年から導入してきているものでございします。

こちらにもコストメリットや司書資格の有資格者の配置基準、中には週7日間、朝9時から夜8時まで、こちらを運営しなくてはいけないというところで、柔軟な働き方も必要になっているところでもございします。そのようなものから、地域館においては、コストメリットなども鑑みて、指定管理者による運営を継続することとしております。

ただ、一方で、他の自治体におきましては、図書館政策機能のみを自治体が有し、運営については全て委託化する、逆に、全て指定管理化する、そのような自治体もございします。

我々の中の検討では現状というふうな形になっておりますが、引き続き、他自治体の動向などを注視していきながら、適正な運営の在り方を検討していくことを考えております。

最後、4つ目の課題でございします。図書館の圏域から離れた地域へのサービスでございします。

1つ目の課題の中で、ソフト面のサービスの部分の拡充といったところでこちらにつながるものでございします。

冒頭述べたような、圏域から離れた地域へのサービスについては、課題があると考えております。

その中で、令和4年には電子図書サービスを導入する、令和5年度には各地域館からも、小さな絵本館とあって、各施設に、民間の地域の施設も含めて、本に触れる場所といったものを創設していくという取組をしていたところでございします。

この他にも、図書館の利用を促す方策としては、来年度、令和6年度、図書資料の返却ポストを新たに2か所増設することとしております。

1か所目は、坂下志村三丁目地区、2か所目は中丸町の南町地域でございします。

坂下志村三丁目は志村ふれあい館、こちらはグリーンカレッジホールですね、中丸町の南町地域は、民間施設である無印良品南町22、こちらに設置させていただく予定でございします。

いずれも人が集まる施設だと考えておまして、図書館を利用するに当たっての利便性向上と集客、両方にとってメリットがあるものというふうな考えております。そのような取組を、今後もソフト面、ハード面を含めて検討していくもの

でございます。

以上、図書館サービスの機能向上でございます。図書館の圏域におけるサービスの件、既存の氷川、高島平の整備、図書館運営の在り方、圏域から離れた地域へのサービス向上、こちら4点、検討してきた内容を報告させていただきました。以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 令和6年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について

(生-4・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3に戻ります。「令和6年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。資料の方は「生-4」をご覧くださいければと思います。

令和6年度郷土資料館展示・教育普及事業計画案についてでございます。

1、令和6年度郷土資料館展示・教育普及事業計画についてでございます。

2 ページ目をご覧くださいければと存じます。

こちらの方で、一覧といった形でお示しの方をさせていただいているところがございます。

元に戻らせていただきまして、1 ページ目をご覧くださいたいと思います。

2、令和6年度計画の特徴でございます。

(1) でございます。板橋区史跡公園整備準備シリーズ Ver. 3 というところで、“工都”キャラバンというところで、科学研究というものを実施いたします。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

(2) 紅梅小学校創立150周年記念収蔵品展でございます。

こちらの方の内容につきましては、記載のとおりでございます。

(3) 第21回板橋区伝統工芸展でございます。こちらの方につきましても、記載のとおりでございます。詳細につきましては、今日、お手元にこちらの板橋区立郷土資料館展示案内をさせていただいてございまして、こちらのところで3つのものを載せさせていただきますので、詳細につきましては、こちらの方もご覧をいただければと存じ上げます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 令和6年度計画の特徴というところの2の紅梅小学校創立150周年記念収蔵品展というのがあったのですが、紅梅小学校の卒業式に行ってきましたところ、この周年にかけて、色々、地域の方も一緒に郷土資料館に通って調査を進めているということでした。卒業式の回数について、1回目がやっていなかったということが分かったとか、あと、新たに今まで記録されていなかった校長先生がお2人増えたんだということなど、控え室で地域の方が郷土資料館に通ったことをすごく楽しげに、また、地域の歴史を改めて探り直すきっかけになったということでお話しされていたのが印象に残っています。

生涯学習課長 ありがとうございます。今現在、学校さんと、あと地域の方と連携しながら取り組ませていただいておりますので、充実した展示内容にしたいというふうに考えているところでございます。

教育長 1つ質問なのですが、これ板橋第一小学校も創立150周年記念というのがあるのですが、このコレクション展というのは、その違いはあるのですか。

生涯学習課長 展示はやらせていただくのですが、ボリュームが少し違うといったところで、大きい展示と少し小さい展示といったところで分けさせていただいたというところでございます。

教育長 分かりました。その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、少し先ほどのところに戻らせていただきたいと思います。

日程第二の議案第17号です。「東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」についてと、日程第三 議案第18号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則」についてと、日程第四 議案第19号「東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則の一部を改正する規則」について、再度、説明願います。

生涯学習課長 大変申し訳ございませんでした。第19号につきましては、ご指摘いただいた部分に対しまして、庁内の法規部門等への最終確認に少し時間を要するといったところがございますので、一旦、取り下げの方をさせていただきたいと存じます。本日につきましては、第17号と18号のご審議をいただければと存じます。誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

教育長 では、議案第17号及び議案第18号につきまして、改めて質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第17号及び日程第三 議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告1につきましては非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 令和6年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告1「令和6年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-2」をお開きください。

それでは、「総-2」をお開きください。最初に、こちらの資料の1ページ目からは幹部職員の転出入等の状況になります。

なお、幹部職員の人事は本日14時に公開となりますので、それまでは取扱注意でお願いいたします。

令和6年度は、部長級職員の転入が1名、昇任が1名、課長級職員の転入が1名、昇任が1名になっています。また、区長部局への転出が1名となっています。

次の2ページ目の項番6からは係長級職員の転出入等の状況になります。係長級職員については名簿記載のとおりでございまして、説明は省略させていただきます。

雑駁ですが、説明は以上です。

教 育 長 この件に関して、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長　それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前　　1 1 時　　1 2 分　閉会